平成21年9月11日
第2113号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

告　示
○口頭により開示請求をすることができる個人情報（４１９・情報公開センター）……1
○保安林の指定（４２０、４２１・水と緑の森づくり課）……1
○道路区域の変更（４２２・北秋田地域振興局建設部）……3
○道路区域の変更（４２３・由利地域振興局建設部）……3
○道路の供用開始（４２４・由利地域振興局建設部）……3
○道路区域の変更（４２５、４２６・仙北地域振興局建設部）……3
公　告
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民文化政策課）　２件……4

告　　示

秋田県告示第419号

秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第22条第１項の規定により口頭により開示請求をすることができる個人情報について、次のとおり定めたので、告示する。

平成21年９月11日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

口頭により開示請求をすることができることとしたもの

口頭により開示請求をすることができる個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
登録販売者試験	各試験項目の得点及び総得点	合格発表の日から１箇月	医務薬事課

秋田県告示第420号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

平成21年９月11日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

森林の所在場所					全面積		保安林指定面積実測又は見込（ヘクタール）	指定の目的
郡市	町村	（大字）	字	地番	台帳（平方メートル）	実測又は見込（ヘクタール）		
南秋田郡	五城目町	内川黒土	千苅台	114	4,697	0.4697	0.4697	土砂の崩壊の防備

（「附属明細書」は、省略し、農林水産部水と緑の森づくり課、秋田地域振興局農林部及び五城目町役場に備え

指定施業要件			
立木の伐採の方法			立木の伐採の限度
伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特別の場合の伐採に係るもの	
（附属明細書のとおり）	主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	（附属明細書のとおり）	（附属明細書のとおり）

置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第421号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第２項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

平成21年９月11日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

森林の所在場所					全面積		保安林指定面積実測又は見込（ヘクタール）	指定の目的
郡市	町村	（大字）	字	地番	台帳（平方メートル）	実測又は見込（ヘクタール）		
北秋田市		阿仁前田	道行沢	141の1	1,408	0.1408	0.1408	なだれの危険の防止

（「附属明細書」は、省略し、農林水産部水と緑の森づくり課、北秋田地域振興局農林部及び北秋田市役所に備

指定施業要件			
立木の伐採の方法			立木の伐採の限度
伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特別の場合の伐採に係るもの	
（附属明細書のとおり）			

え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成21年９月11日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	旧	大館十和田湖線	大館市字大田面402番２から338番２まで	14.00～16.00	0.270
	新	大館十和田湖線	大館市字大田面402番２から338番２まで	17.00～18.00	0.270

２　道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1)　場所　北秋田地域振興局建設部用地課

(2)　期間　平成21年９月11日から同月25日まで

秋田県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成21年９月11日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	旧	本荘西目線	由利本荘市西目町沼田字新道下２番535地先から２番309地先まで	13.3～17.8	0.070
	新	本荘西目線	由利本荘市西目町沼田字新道下２番535地先から２番309地先まで	13.3～17.8	0.073

２　道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1)　場所　由利地域振興局建設部用地課

(2)　期間　平成21年９月11日から同月24日まで

秋田県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成21年９月11日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	本荘西目線	由利本荘市西目町沼田字新道下２番535地先から２番309地先まで

２　供用開始の期日　平成21年９月11日から

３　供用開始の区間を公表した図面を縦覧する場所及び期間

(1)　場所　由利地域振興局建設部用地課

(2)　期間　平成21年９月11日から同月24日まで

秋田県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成21年９月11日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
一般国道	旧	105号	大仙市四ツ屋字上古道179番１地先から同字桧田87番１地先まで	12.00～18.00	0.504
	新	105号	大仙市四ツ屋字上古道179番１地先から同字桧田87番１地先まで	16.00～27.20	0.504

２　道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(1)　場所　仙北地域振興局建設部用地課
(2)　期間　平成21年９月11日から同月24日まで

秋田県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成21年９月11日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	旧	広久内角館停車場線	仙北市角館町岩瀬字下川原607番地先から同564番地先まで	7.00～7.40	0.680
	新	広久内角館停車場線	仙北市角館町岩瀬字下川原607番地先から同564番地先まで	10.40～12.00	0.680

２　道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(1)　場所　仙北地域振興局建設部用地課
(2)　期間　平成21年９月11日から同月24日まで

公　　告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第２項の規定に基づき、公告する。
平成21年９月11日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　申請のあった年月日
平成21年８月28日
２　申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人　トップスポーツコンソーシアム秋田
３　代表者の氏名
佐　藤　裕　之
４　主たる事務所の所在地
秋田県秋田市
５　定款に記載された目的
この法人は、秋田の人々にスポーツに接するさまざまな機会を提供することにより、スポーツをする人、見る人、そして支える人がそれぞれの立場でスポーツを楽しみ、感動を共有することができるようにするため、秋田にあるトップレベル及びトップレベルを目指すスポーツクラブの連携・協調をはかりながら、スポーツに関するさまざまな社会貢献活動等を通じて「スポーツで秋田を元気にする」ことをめざし、公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第２項の規定に基づき、公告する。
平成21年９月11日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1　申請のあった年月日
　平成21年８月25日
2　申請に係る特定非営利活動法人の名称
　特定非営利活動法人　かづのふるさと学舎
3　代表者の氏名
　湯　瀬　政　弘
4　主たる事務所の所在地
　秋田県鹿角市十和田大湯字白沢45番地１
5　定款に記載された目的
　この法人は、田舎暮らしを望む都市近郊住民等の、鹿角市での交流居住と地域住民との交流や調和を促進するための事業を行い、地域経済の活性化と社会の利益の増進に寄与することを目的とする。

発 行 者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号